

○京丹後市文化財保護条例

平成16年4月1日 条例第121号

(文化財保護審議会)

第8条 文化財の保存及びその活用について調査し、及び審議するため、京丹後市文化財保護審議会(以下「文化財保護審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第9条 文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項に関する調査及び審議を行い、その結果を答申する。

- (1) 指定文化財の指定に関する事項(第3条に規定する事項を含む。)
- (2) 指定文化財の指定の解除に関する事項(第4条に規定する事項を含む。)
- (3) 指定文化財の管理及び保全に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会において必要と認めた事項

(組織)

第10条 文化財保護審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市内に在住し、又は在職する者で、学識経験を有するものうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○京丹後市文化財保護条例施行規則

平成16年4月1日 教育委員会規則第37号

(文化財保護審議会)

第6条 条例第8条の規定により設置する京丹後市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)

に委員の互選により、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、2年とする。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。